

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1

辞 令

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成 16 年規則第 2 号)第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 29 年 9 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

平成 29 年 1 月 31 日付け 三条市事務所長を免ずる 國 定 勇 人